

行財政改革の取り組み

その10
これまでの成果と
来年度の改革事項

市は、行財政改革に取り組んでおり、行財政改革大綱（平成17年度～平成22年度）では、「市政運営方針の改革」「組織の改革」「人の改革」「財政構造の改革」「事務事業の見直し」を5つの柱にしています。また、実施計画では、それぞれの改革の目標額を掲げ、これまでに具体的に組み進んでまいりました。

今月号では、中間取りまとめとして、平成18年度までの実績と平成19年度までの見込みを合わせた成果、また、来年度からの改革事項をご紹介します。

目標額に対して17・6%達成

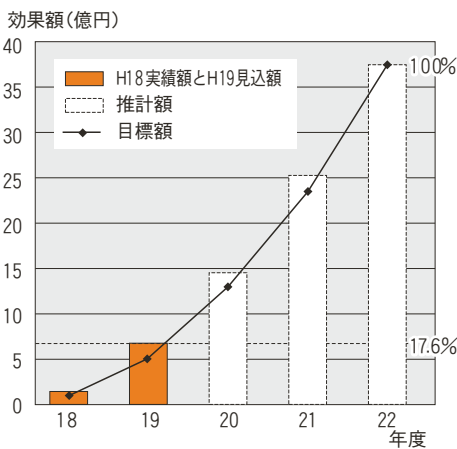
実施計画では、行財政改革による経費削減効果額として37億

円を平成22年度までに達成することを目標にしています。

表① 項目ごとの達成率

項目	目標額	H18実績額とH19見込額	達成率
市政運営方針の改革	目標額は設定していません	—	—
組織の改革	26億1,000万円	3億5,400万円	13.6%
人の改革	3億1,900万円	4,400万円	13.8%
財政構造の改革	8億2,400万円	2億6,100万円	31.7%
事務事業の見直し	37億5,300万円	6億5,900万円	17.6%

グラフ① 行財政改革の削減目標額と19年度までの実績を踏まえた推計



今回の取りまとめでは、この目標額に対して約6億6,000万円、率にして17・6%の達成となっています。

これは、職員の削減、補助金の見直し、市税等の収納率の向上などによるものです。

20年度からの改革事項

今回の中間取りまとめでは、平成20年度からの改革項目を設定して、さらに行財政改革に取り組むこととしています。

【市政運営方針の改革】

《市民と協働によるまちづくり》

◆パブリックコメントの実施に向けた必要の事項の設定

広く市民の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた市の施策決定を行い、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ります。

さらに、施設使用料の均一化や外部委託の見直し、事務経費の削減などを進めた結果、ほぼ計画通りに進んでいます。各項目ごとの実績額等は表①のとおりです。

※パブリックコメントとは…市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、市民から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。

◆審議会・委員会等の充実

審議会等の透明性・効率性を高め、開かれた市政の一層の推進のため、委嘱する委員の選任等に関する基準を定めます。

（選任基準等）

■女性委員の割合を総委員数の

表② 指定管理施設の分類

【分類1】 完全独立採算型施設

指定管理者が使用料等を徴収するとともに、その使用料等をもって独立採算で運営を行う施設

【分類2】 一部補てん独立採算型施設

比較的多くの利用が見込めることから、指定管理者が使用料等を徴収し、運営を行うこととするが、収支不足の一部を市が補てんする施設

【分類3】 公共施設併設型施設

市や教育委員会の公用部分と指定管理部分が併設している施設で、性質上利用料金の徴収があまり多くは見込めない施設で、公用部分のほかに維持管理費を市が補てんする施設

【分類4】 独立型施設

地域コミュニティの活動拠点となっており、他の公用施設等と併設されていない施設で、その維持管理について指定管理者が使用料等の徴収により運営を行う施設

【分類5】 指定管理廃止施設

施設の管理形態を、指定管理から外し、直営もしくは民営化、施設の廃止並びに他の用途に転用を行う施設

【財政構造の改革】
《歳入の確保》
 ◆不要物品の売却
 市が管理する物品で将来使用する

《市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築》
 ◆指定管理者制度の積極的な導入と地方独立行政法人化の検討
 各施設の管理経費の削減と効率的な利用を促進するため、指定管理者制度の導入を図るとともに、地方独立行政法人化や民営化について検討します。
 また現在、指定管理者制度を

◆問い合わせ 高梁市行財政改革推進本部事務局（企画課内）
 ②0209

※地方独立行政法人とは…住民の生活および地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

30%以上
 ■既設置の審議会等の委員との兼任や長期にわたる委員の選任を避ける
 ■委員の定数は、法令等に定めのある場合を除き15人以内
 ■公募による委員の人数は、総委員数の20%以上
【組織の改革】
《行政組織等の見直し》
 ◆地域市民センター・地域局工
 リアの見直しの検討
 地域市民センターや地域局工
 リアについて、住民同士のつながりや人口規模などを基に対象

エリアの見直しの検討を行い、コミュニティの連携・強化を目指します。
《人件費の削減》
 ◆定員管理の適正化
 平成22年4月の見込み職員数682人（平成19年4月現在757人）を見据えた組織機構に対応した人員の適正配置を行います。
【人の改革】
《職員の意識改革》
 ◆効率的な研修の実施
 地方分権時代に活躍できる職員像を設定し、自己啓発・職場研修・研究所研修・派遣研修などにより人材育成に努めます。

見込みがない不要物品について、庁内での再利用が無く再販が可能な物品について、売払い手続、基準等を定め、歳入確保に努めます。
【事務事業の改革】
《一般事務経費等の見直し》
 ◆用度品、等一括管理体制の構築
 用度品の調達は、購入単価の削減、事務経費の節減の両方の観点から、利用頻度の高い事務消耗品の年間統一単価による購入を検討します。
 また、公用車については、運行実態調査を基に公用車配車基準を策定するとともに、集中管理（拠点管理）を検討します。

導入している施設については、指定管理のあり方や、表②に示す指定管理施設の分類等により各施設の維持管理の見直しを行い、経費の軽減を図ります。
 ※指定管理制度とは…多様化する市民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。この制度の導入によって、これまで公的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになりました。